

南丹市教育委員会会議録

令和6年第4回定例会

(令和6年4月17日)

令和6年南丹市教育委員会第4回定例会会議録

1. 日 時 令和6年4月17日(水)
開会 午後3時30分 閉会 午後4時55分
2. 場 所 南丹市役所2号棟3階 301会議室
3. 付議事件 別紙議事日程のとおり
4. 招 集 者 教育長 國府 常芳
5. 出席委員 教育長 國府 常芳
教育長職務代理者 前田 好久
委 員 城戸 貴子
委 員 洲上 真奈美
委 員 一谷 昌道
6. 欠席委員 なし
7. 事 務 局 教育次長 野々口 智司
こども家庭センター長 谷口 悌
教育参事 山田 啓亮
学校教育課長 山田 真美
学校教育課参事 木上 恵理
学校教育課参事 中川 大輔
社会教育課長 川勝 美穂子
8. 傍 聴 人 なし

日程1 開会

教育長が令和6年南丹市教育委員会第4回定例会の開会を告げる。

日程2 会議録作成者の指名

教育長から会議録作成者に木上学校教育課参事を指名する。

日程3 会議録の承認

日程4 報告事項

(1) 日程報告

(教育次長)

- 3月15日、幼稚園卒園式
- 3月21日、小学校卒業式
- 同日、南丹市文化財保護審議会
- 3月22日、幼稚園終業式、小・中学校修了式
- 3月27日、八木せきれい西放課後児童クラブ竣工式
- 3月28日、南丹市議会3月定例会閉会
- 3月29日、教職員の辞令交付
- 4月1日、南丹市職員の辞令交付式
- 同日、臨時教育委員会
- 4月3日、教職員離任式
- 4月4日、教職員着任式
- 同日、校園所長会議
- 4月6日、保育園・こども園入園式
- 4月8日、幼稚園・小・中学校 始業式
- 4月9日、小学校入学式
- 4月10日、中学校入学式
- 4月11日、幼稚園入園式
- 4月12日、京都府教育委員会教育長会議、京都府校園長会議
- 4月15日、南丹管内教育長会議
- 4月16日、学校運営協議会委員任命式

(2) 南丹市教育委員会の後援承諾について

(事務局)

資料に基づき説明

日程5 議事

報告第3号 南丹市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正について

(事務局)

上記議案について説明

[採決]

報告第3号について教育長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

報告第4号 南丹市保育所条例施行規則の制定について

(事務局)

上記議案について説明

[採決]

報告第4号について教育長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

報告第5号 南丹市子育てすこやかセンター条例施行規則の制定について

[採決]

報告第5号について教育長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

報告第6号 南丹市助産施設及び母子生活支援施設の入所に関する規則の制定について

(事務局)

上記議案について説明

[採決]

報告第6号について教育長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

報告第7号 南丹市子ども家庭サポートセンター条例施行規則の制定について

(事務局)

上記議案について説明

[採決]

報告第7号について教育長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

報告第8号 南丹市立認定こども園条例施行規則の制定について

(事務局)

上記議案について説明

(湧上委員)

保育所・認定こども園利用希望申込書に「保育所」「認定こども園」「地域型保育事業」とあるが、「地域型保育事業」とはどのようなものか。

(事務局)

今回、国の様式に基づいて様式には定めているが、小規模の保育事業として国が定めているもので、実際のところ本市には対象はない。

[採決]

報告第8号について教育長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

報告第9号 南丹市立保育所等延長保育実施規則の制定について

(事務局)

上記議案について説明

[採決]

報告第9号について教育長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

報告第10号 南丹市立保育所等一時保育実施規則の制定について

(事務局)

上記議案について説明

[採決]

報告第10号について教育長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

報告第11号 南丹市子どもの貧困対策庁内推進委員会設置要綱の制定について

(事務局)

上記議案について説明

[採決]

報告第11号について教育長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

報告第12号 南丹市要保護児童対策地域協議会設置要綱の制定について

(事務局)

上記議案について説明

[採決]

報告第12号について教育長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

報告第 13 号 南丹市ひとり親家庭生活支援事業実施要綱の制定について

(事務局)

上記議案について説明

[採決]

報告第13号について教育長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

報告第 14 号 南丹市子育て短期支援事業実施要綱の制定について

(事務局)

上記議案について説明

(城戸委員)

短期支援事業とされているが、長期と区別するものか。

(事務局)

短期支援事業は原則 14 日間を限度として利用いただく事業である。14 日以上となる場合等は、児童相談所への相談、協議による取り扱いとなる。

(城戸委員)

14 日以内で解決できる目途がある場合はこの事業で対応されるということか。

(事務局)

期間だけでなく家庭への介入等で原因を見て、児童虐待等があれば最初から児童相談所へ報告する場合もある。例えば両親が病気等で、親戚も含めて対応できない場合は、一時的に短期支援事業で対応する。また、相談いただいても施設の空き状況等により対応できないケースも過去にはあった。

[採決]

報告第14号について教育長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

報告第 15 号 南丹市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の制定について

(事務局)

上記議案について説明

[採決]

報告第15号について教育長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

報告第 16 号 南丹市立保育所等苦情解決取扱要綱の制定について

(事務局)

上記議案について説明

[採決]

報告第16号について教育長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

報告第 17 号 南丹市子育てつどいの広場事業実施要綱の制定について

(事務局)

上記議案について説明

[採決]

報告第17号について教育長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

報告第 18 号 南丹市子育て施設等利用者支援事業実施要綱の制定について

(事務局)

上記議案について説明

[採決]

報告第18号について教育長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

報告第 19 号 南丹市養育支援訪問事業実施要綱の制定について

(事務局)

上記議案について説明

[採決]

報告第19号について教育長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

報告第 20 号 南丹市医療的ケアを必要とする児童に係る保育実施要綱の制定について

(事務局)

上記議案について説明

[採決]

報告第20号について教育長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

報告第 21 号 南丹市児童育成支援拠点事業実施要綱の制定について

(事務局)

上記議案について説明

[採決]

報告第21号について教育長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

報告第 22 号 南丹市保育所広域入所に関する実施要領の制定について

(事務局)

上記議案について説明

(城戸委員)

広域入所の要件はどういうものか。市外の方が対象か。

(事務局)

事業の対象は南丹市民である。例えば、南丹市民が亀岡市内で勤務する場合に亀岡市内の保育所を利用したいと申出があれば、南丹市が亀岡市に保育所の空き状況等と確認して手続を行う。

(一谷委員)

この報告第 22 号をはじめ本日の会議で承認した規則や要綱については、4 月からこども家庭センターが教育委員会の所管となり、今後は教育委員会議で認定等を行うようなことがあるのか。

(事務局)

本日議事となった事業はこれまで市長部局で実施してきたものであるが、4 月 1 日付け組織改編の関係で今後は教育委員会所管となり、所管部署が変更となることから、関連規則等について本日の教育委員会議に諮ったもの。

今後は、これらの規則や要綱にもとづいて担当課で事務を進めることとなる。なお、規則等の制定や改正が生じた際には、教育委員会に諮ることとなる。

[採決]

報告第22号について教育長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

議案第 35 号 令和 6 年度 南丹市学校運営協議会委員の変更について

(事務局)

上記議案について説明

[採決]

議案第35号について教育長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

日程6 その他

(1) 行事予定

(事務局)

上記について説明

(2) 学校教育課からの報告

- ・南丹教育委員会連絡協議会視察研修（5月17日）
- ・京都府市町村教育委員会連合会総会について（5月29日）
- ・予算資料について
- ・新聞掲載記事について

(3) 社会教育課からの報告

特になし

(4) こども家庭センターからの報告

- ・保育所入所者数、待機児童数について（報告）

(前田委員)

入所者数は定員いっぱいか。

(事務局)

定員には達していないが、入所者数が増えると保育士の確保の問題がある。日中は会計年度任用職員の勤務もあるが、早朝から延長保育まで11時間の勤務時間を補う必要があり、早朝や延長は保育補助の方等でなんとか運営できている。

10名以下のクラスも多く、集団として異年齢保育を検討する必要もあると考えている。

[次回臨時会について]

(教育長)

次回定例会の開催は、令和6年5月14日（水）午後3時30分からとする。

午後4時55分 閉会

南丹市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

南 丹 市 教 育 委 員 会 教 育 長

南丹市教育委員会教育長職務代理者

南 丹 市 教 育 委 員 会 委 員

南 丹 市 教 育 委 員 会 委 員

南 丹 市 教 育 委 員 会 委 員

(会議録調製者)

南 丹 市 教 育 委 員 会 教 育 次 長